

分推認できるものである。さらに、昭和48年11月に発生した校舎火災により、数か月間、体育館が職員室として使用され、その間、被災職員は宿直勤務も行っていたことを併せ考えれば、被災職員が石綿の飛散する体育館に長時間滞在していたものと推認することができる。

以上のことから、被災職員は、3年間勤務したA小学校の体育館において、石綿曝露作業に相当する業務に従事していたと認めることが相当である。

なお、A小学校音楽室での勤務については、被災職員は、昭

和49年度に石綿が吹き付けられていた音楽室の隣の教室で勤務していたことは認められるものの、音楽室における石綿の飛散状況は明らかではなく、また、任命権者によれば、当時は音楽は女性教諭、体育は男性教諭が担当することが多かったとされていることから、被災職員が長時間音楽室で勤務していたとする事実も認められない。

以上のことから、本件疾病は被災職員がA小学校体育館における勤務を通じて石綿に曝露したことにより発症したものと認められる。



定作業がはじまってからも、地方公務員はアスベスト曝露作業が主たる作業ではないから原則公務外という姿勢が強くみられるありさまであった。別掲表でも、公務外決定が公務上決定の3倍となっており、救済率は約26%。中皮腫と肺がんの内訳が不明であるが、1・2月号17頁に掲げた図と比べてみていただきたい。

この間、アスベストセンターや東京労働安全衛生センター、全水道等が国会議員の協力も得て様々な働きかけてきたこともあって、ようやく「労災並み」が実現しはじめてきたところと言えそうである。

次頁の表をみれば、21件の認定事例の内訳は、水道9件、清掃と運輸が各1件、その他10件となっている。その他では、石綿含有建材が加工される中の工事監理業務が3件ある。

地方公務員の場合、石綿が吹き付けられていた建物内等でアスベストに曝露したケースが多いと考えられ、表の最下欄の石綿が吹き付けられたボイラー機械室での作業や、前の記事の教師の事例が認定されるようになってきたことは注目される。

## 地方公務員の石綿被害21件

### 地方公務員●認定状況が初めて明らかに

4月22日に民主党の吉川重・玉置公良両議員が、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室と地方公務員災害補償基金の担当者をよび、地方公務員のアスベスト健康被害の公務災害認定促進を促した。

そのなかで、初めて、クボタショック以降の同基金による公務災害認定の状況が、別掲表のとおり、明らかにされた。

これまで、個別認定事例の報道等の他は、2009年10月23日付け静岡新聞が、同年9月までの公務災害認定事例が全国で15件と報じられるなどの、断片的な情報しかなかった。基金には、

自ら状況を公表しようという姿勢がまったくなかった。

そもそも、クボタショック以降それなりの請求件数の増加があったにもかかわらず、相談にのってもらえる専門医を探すのに1年以上もかけていた。ようやく認

石綿関連疾患の処理状況(平成22年3月31日現在)

処理年度	公務上	公務外	計	取消件数※
平成18年度以前	3	12	15	4
平成19年度	0	27	27	1
平成20年度	9	15	24	1
平成21年度	9	7	16	0
計	21	61	82	6

※は支部審査会及び審査会が処分を取消し、公務上となった事案数。